

式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		動物の飼い主に対する勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例
条 項		さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第 20 条
所 管 課		保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセンター (電話：048-840-4150)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	<p>動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加えたとき又は害を加えるおそれがあるときは、飼い主に対し、次に掲げる措置を講じるよう勧告することができる。</p> <p>(1)動物を係留し、又は施設内で飼養すること</p> <p>(2)動物に口輪をかける方法等により飼養すること</p> <p>飼い主が次のいずれかに違反しているときは、当該違反行為の是正及び必要な措置を講じるよう勧告することができる。</p> <p>(3)動物にえさ及び水を適正に与えること</p> <p>(4)動物の種類、発育状況及び習性に応じ、適正に飼養することができる施設を設けること</p> <p>(5)動物の排泄物等を適正に処理し、施設の内外を常に清潔にすること</p> <p>(6)動物が公共の場所若しくは他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷しないようにすること</p> <p>(7)動物の異常な鳴き声、悪臭、羽毛等により、人に迷惑をかけるよう飼養すること</p> <p>(8)動物が逸走した場合は、自らの責任において搜索し、収容するよう努めること</p> <p>(9)動物が疾病にかかり、又は負傷した場合は、治療等の必要な措置を講じること</p> <p>(10)犬を屋外に連れ出すときは、犬のふんを処理するための用具を携行し、その用具を使用し、ふんを持ち帰り適切に処理すること</p> <p>(11)犬を飼養していることを明らかにするための標識を、犬を飼養する施設等のある土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい箇所に掲示すること</p>
	備 考	